

# 名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第11回）議事次第

日 程：令和3年1月14日（木）

17時00分から

場 所：災害対策本部室（東庁舎1階）

## 1 議題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について 【資料1】
- (2) 愛知県緊急事態措置等について 【資料2-1, 2, 3】
- (3) 緊急事態宣言に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて 【資料3】
- (4) 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動について（案） 【資料4-1, 2】
- (5) 緊急事態宣言に伴う広報について 【資料5】

## 2 その他

- 【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- 【資料2-1】 「緊急事態宣言発出にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ及び愛知県緊急事態措置の発出
- 【資料2-2】 愛知県・緊急事態措置
- 【資料2-3】 愛知県新型コロナウイルス感染症緊急事態措置
- 【資料3】 緊急事態宣言に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて
- 【資料4-1】 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の改正について（概要）
- 【資料4-2】 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動について（案）
- 【資料5】 緊急事態宣言に伴う今後の広報について（予定）
- 【資料6】 市民・事業者の皆様へへのお願い
- 【参考】 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における区役所の対応について

## ○本市における新型コロナウイルス感染症患者の状況（1月13日午後7時現在）

## 1 患者の発生状況

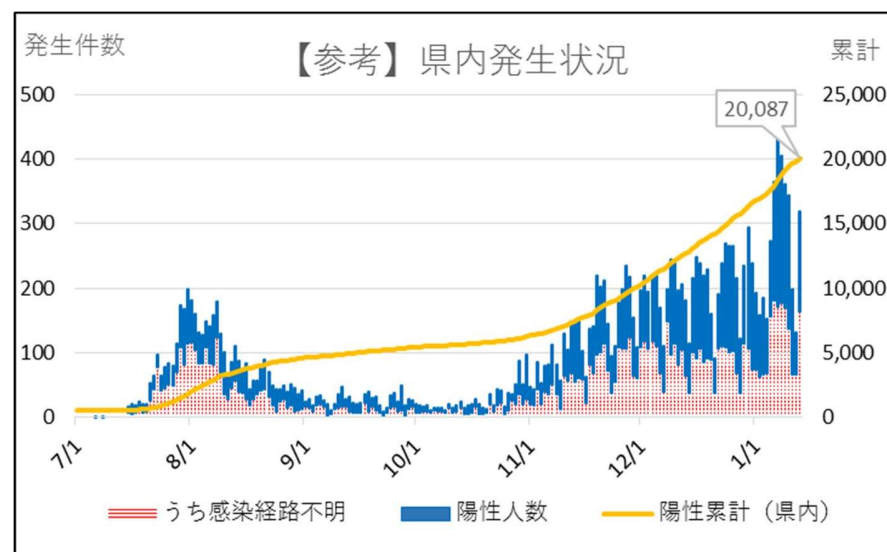
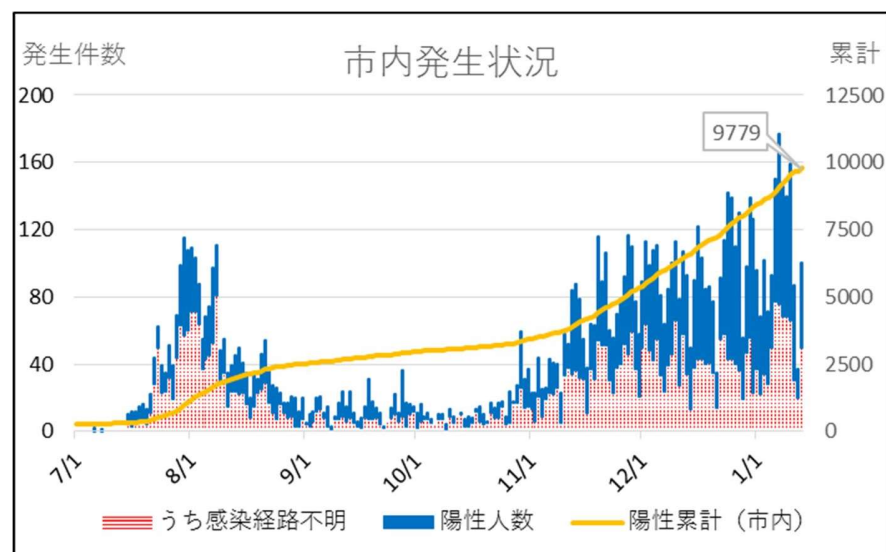
## (1) 累計患者数

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	累計
発生	24	98	149	6	12	770	1459	439	462	1899	3035	1426	9779
死亡	-	16	6	1	-	1	17	14	7	8	31	44	145

## (2) 前2週の発生状況（再掲）

日付	12月		1月														合計
	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	小計	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	小計	
発生	126	96	68	102	71	93	150	706	177	146	140	159	87	37	100	846	1552
死亡	-	2	1	4	2	6	6	21	3	4	1	2	3	5	5	23	44

## (3) 発生状況一覧（7月以降）



## 2 患者の入院状況等（前日の数値）

患者数	入院	入院調整	施設入所	自宅療養	調整	退院・回復	死亡
9779	291 (市内237) (市外 54)	12	86	1182	100	7968	140

※当日の陽性患者数を「調整」に計上し、それ以外は前日の数値を計上しております。

※上記以外に、施設入所に他都市公表の陽性患者が2名います。

## 3 性別・年齢別発生状況

### (1) 全期間（2月以降）

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代～	非公表	合計
男性	121	252	1335	918	817	678	500	374	262	0	5257
女性	136	217	1329	703	506	484	317	344	475	1	4512
合計	257	469	2664	1621	1323	1162	817	718	737	1	9769

※別に年代・性別非公表の患者1名あり。

※別に再陽性化による重複患者9名（10歳未満女性、30代女性2名、40代女性、60代男性2名、70代男性、80代男性、90代女性）あり。

### (2) 10月以降

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代～	非公表	合計
男性	87	186	863	630	590	488	362	268	172	0	3646
女性	93	151	852	501	369	367	238	238	362	1	3172
合計	180	337	1715	1131	959	855	600	506	534	1	6818

※別に再陽性化による重複患者5名（10歳未満女性、30代女性、60代男性、80代男性）あり。

# 「緊急事態宣言」発出にあたり

## 県民・事業者の皆様へのメッセージ

10月末に始まった新型コロナウイルス感染症の第三波は、11月以降も拡大を続け、全国的にも、12月に首都圏を中心に新規陽性者数が過去最多の状況が継続し、各地で医療提供体制のひっ迫が深刻化しており、1月7日には首都圏1都3県に対し、緊急事態宣言が発出されました。

愛知県においても、第三波を克服するため、県内全ての医療機関と協力して検査体制を強化するほか、入院病床を1,102床+ $\alpha$ に増床し、医療提供体制の確保に全力をあげるとともに、1月7日から、緊急事態宣言に準じた措置として、県民の皆様及び事業者の皆様に、不要不急の外出自粛や営業時間短縮要請を2月7日まで延長するなど「特にお願いする感染防止対策」をお願いし、オール愛知で感染防止対策を全力で推進しています。

しかし、新規陽性者数は、1月7日に過去最多となる431人を記録し、入院患者数も12月28日に600人を、1月12日には700人を超え増加を続けるなど、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況が続いています。

このような状況の中、本日、国において、愛知県、岐阜県はじめ7府県に対し、緊急事態宣言の発出が決定されました。

このため、本県では、国の基本的対処方針に基づき、下記により、直ちに緊急事態措置を講じることとし、飲食店等に対する営業時間の短縮要請及びイベントの開催制限については、4日間の周知期間を経た1月18日から実施することといたします。

医療提供体制を堅持し、県民の皆様のかげがえのない生命と健康を守るため、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業の皆様と一丸となって、感染防止対策を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、強くお願いいたします。

1. 対象区域 愛知県全域
2. 対象期間 1月14日(木)から2月7日(日)まで 25日間
3. 要請事項 別紙「愛知県緊急事態措置 県民・事業者の皆様へのお願い」に協力をお願いします。

2021年 1月 13日

愛知県知事 大村 秀章

# 愛知県・緊急事態措置

## 県民・事業者の皆様へのごお願い

### 全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食を伴うものを中心として、飲食につながる人の流れを制限する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を推進します。

### I. 県民の皆様へのごお願い

#### ① 不要不急の行動の自粛

- 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合(※)を除き、徹底した外出自粛を要請します。
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。  
※生活に必要な場合の例  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- 人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、静かに過ごして下さい。

#### ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の移動自粛を要請します。
- 特に、緊急事態宣言発令区域・首都圏1都4県、関西圏2府1県及び福岡県への不要不急の移動自粛を強く要請します。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

#### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用等基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵

守し、感染防止対策の徹底を要請します。

#### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 5人以上の大人数での会食・飲食は自粛をお願いします。会食・飲食する際は、普段から一緒にいる人と、少人数で、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店を利用し、会話時のマスク着用、短時間・適度な酒量をお願いします。
- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別紙1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

## II. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

#### ア 営業時間短縮の要請

- 県内全ての食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

#### 【1月14日から1月17日までの間】

県内全域の「酒類を提供する飲食店等」に対し、5時から21時までの営業時間の短縮要請を継続します。

#### 【1月18日から2月7日までの間】

県内全域の「飲食店等」に対し、5時から20時までの営業時間の短縮を要請します。酒類の提供は11時から19時までとして下さい。

- 上記の要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行います。

## **イ 営業時間短縮の働きかけ**

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの営業時間の短縮に協力を依頼します。酒類の提供は11時から19時までとするよう依頼します。

## **ウ 業種別ガイドラインの遵守等**

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

## **⑥ テレワークの徹底等**

- 事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の徹底をお願いします。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

## **⑦ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策**

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底して下さい。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知して下さい。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、会食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

## **⑧ イルミネーション等の早めの消灯**

- 事業者は、20時以降のネオンの消灯と、イルミネーションの早めの消灯に協力をお願いします。

## **Ⅲ. その他のお願い**

### **⑨ イベントの開催制限等**

#### **ア. 事業者におけるイベントの開催制限**

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3-1」の基準

に制限するよう要請します。

- なお、この制限は、「別表3-2」の1月18日以降の新規販売分に適用し、既存販売分には適用しません。
- あわせて、20時までの営業時間の短縮や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知をお願いします。

#### イ. 参加者へのお願い

- 初詣の分散参拝や、マスクの着用、境内での三密回避、一方通行・人数制限など、寺社等の感染防止対策に協力をお願いします。
- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

#### ⑩ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。

### IV. 県の取組

- 県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表4」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤アの営業時間の短縮要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 緊急事態措置の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。



## 場面①

### 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面②

### 大人数や長時間におよぶ飲食

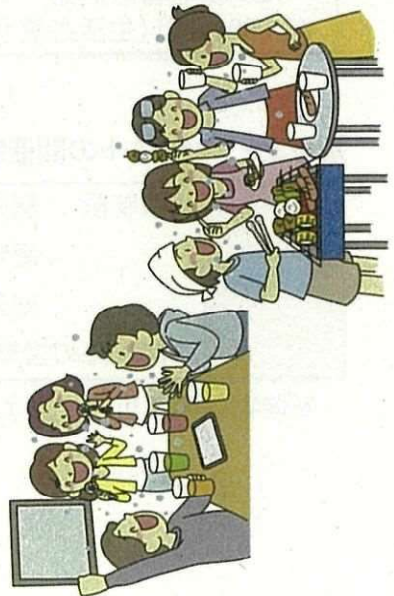
- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③

### マスクなしでの会話

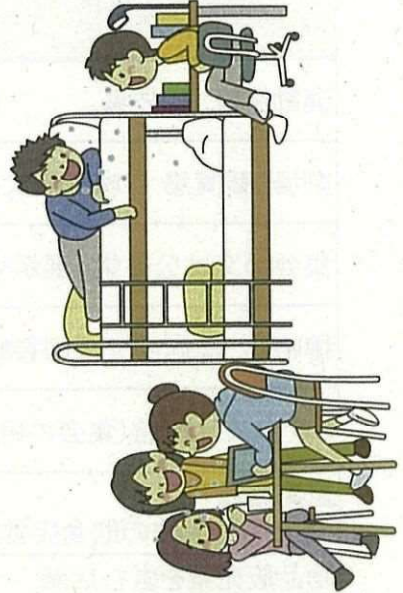
- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の間中でも注意が必要。



## 場面④

### 狭い空間での共同生活

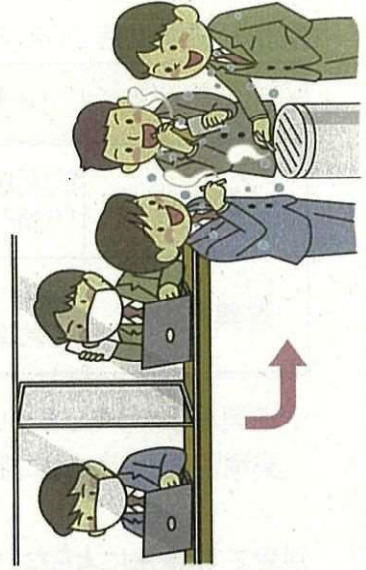
- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤

### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	5時から20時までの 営業時間短縮、
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	11時から19時までの 酒類提供

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

施設	依頼する内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで</li> <li>酒類の提供 11時から19時まで</li> </ul>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5,000人、 かつ、収容率要件50%以下</li> </ul>
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで</li> <li>酒類の提供 11時から19時まで</li> </ul>
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需サービスを除く。)	

別表3-1 イベントの開催制限

内容	人数制限 屋外・屋内 5,000人以下 屋内にあつては、収容定員の50%以内 屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 20時以降の営業時間短縮を協力依頼
----	--

※催物開催に当たっては、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意すること。



## イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況を確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限り)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *実施者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。



### 別表3-2 留意事項等

周知期間等	1月14日(水)から1月17日(日)までを周知期間として、1月18日(月)から適用する。
留意事項	○1月14日時点でチケット販売開始後の催物 (優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)  1月14日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットの新規販売を停止すること。
	○1月14日時点でチケット販売開始前の催物  周知期間内に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットの新規販売を停止すること。

### 別表4 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

#### ① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金に関すること
文化芸術課 愛知県文化芸術活動応援金事務局	052-954-7459	平日 午前9時～午後5時	愛知県文化芸術活動応援金に関すること
防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ	052-954-6143	平日 午前9時～午後5時	感染拡大予防対策指針及び緊急事態宣言・緊急事態措置

#### ② 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6300	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城産業振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		
三河繊維技術センター	0533-59-7333		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

#### ③ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約



#### ④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

#### ⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/358449.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/358449.pdf</a>		

#### 受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考
一宮保健所	0586-72-1699	平日 午前9時～午後5時30分	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-21-1699		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

#### 夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-856-0315	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

#### 政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

受診相談センター (コールセンター)	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 夜間 オンコール(24時間)体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時 平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター)	岡崎市
	052-856-0318	土・日・祝日 24時間体制	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	0565-31-1212	夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制	

#### かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

電話相談体制を整備した医療機関

稲沢市民病院	0587-32-2111	毎日 24時間体制	原則、稲沢市長を対象
くまい医院	0568-31-7525	平日 午後5時～午後10時 土、日、祝日 午前9時～午後10時	
はるひ呼吸器病院	070-1592-9384	土 午後1時～午後4時30分 日 午前9時30分～午後4時30分	
済衆館病院	0568-21-0811	毎日 午後5時～翌午前9時	
半田市立半田病院	0569-22-9945	毎日 午前8時30分～午後10時	
知多厚生病院	0569-82-0395	毎日 24時間体制	原則、南知多町、美浜町、武豊町の町民を対象
常滑市民病院	0569-36-1300	毎日 午前8時30分～午前11時30分	
公立西知多総合病院	0562-88-3300	平日 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
如来山内科・外科クリニック	050-5539-9482	土、日、祝日 午前9時～午後5時	

一般相談窓口

一宮保健所	0586-72-0321	平日 午前9時～午後5時	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-82-2196		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	----------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	



# 愛知県新型コロナウイルス感染症

## 緊急事態措置

対象区域：愛知県全域

実施期間：1月14日から2月7日まで・25日間

### 「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に20時以降の外出自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	特に首都5都県・関西2府1県・福岡県
	③高齢者等への感染拡大の防止	特に高齢者施設での対策徹底
	④基本的な感染防止対策の徹底	大人数での会食飲食の自粛等
事業者	⑤営業時間短縮とガイドラインの徹底	飲食店等20時・酒類は19時迄
	⑥テレワークの徹底等	出勤者数の7割削減を目指す
	⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策	特に休憩室等での注意周知
	⑧イルミネーション等の早めの消灯	20時以降のネオンの消灯等
その他	⑨イベントの開催制限等	5000人・50%以下等制限遵守
	⑩学校等での対応	対策徹底し教育活動を継続
県	○医療体制の更なる強化と維持	○きめ細かな支援と相談体制
	○時短協力金の支給と周知	○県機関でのテレワーク等の推進



# I. 県民の皆様へのお願い

## ① 不要不急の行動の自粛

- 生活に必要な場合を除き**外出自粛**を徹底
- 特に**20時以降**の外出自粛を強くお願い
- 人の多いところは出かけずステイホーム

## ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 県をまたぐ不要不急の**移動自粛**
- 特に**首都圏1都4県・関西圏2府1県・福岡県**

## ③ 高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい**高齢者等**に配慮
- 高齢者等もリスクの高い施設利用を回避
- 施設は高齢者を守る**8つのポイント**を徹底

## ④ 感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 大人数の飲食**等は自粛
- 3密は避け、  
必要な外出は短時間で





## Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 時短とガイドラインの徹底

#### ア. 営業時間短縮要請を強化

現行  
要請

期間: 1月12日(火)～1月17日(日)  
時間: 5時～21時  
対象: 県内全ての「酒類を提供する飲食店等」



要請  
強化

期間: 1月18日(月)～2月7日(日)  
時間: 5時～20時・酒類提供は11時～19時  
対象: 県内全ての「飲食店等」



### ⑤ア. 感染防止対策協力金の拡充

現行  
要請

期間: 1月12日(火)～1月17日(日)・6日間  
支給: 1店舗・1日あたり 4万円・最大24万円

要請  
強化

期間: 1月18日(月)～2月7日(日)・21日間  
支給: 1店舗・1日あたり 6万円・最大126万円

支給

合計: 1店舗・27日間・最大150万円

支給  
条件

- ①業種別ガイドラインを遵守
- ②安全安心宣言施設に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

新型コロナウイルス  
感染防止対策  
実施中

県は感染防止対策に取り  
組む安全・安心宣言施設  
を応援します。





## ⑤イ. 営業時間短縮の働きかけ

内容	施設に人が集まり飲食につながる可能性のある施設に営業時間短縮への協力を依頼（協力金対象外）
期間	1月18日（月）～2月7日（日）・21日間
時間	5時～20時・酒類提供は11時～19時
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>○運動施設、遊技場</li><li>○劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li><li>○集会場又は公会堂、展示場</li><li>○博物館、美術館又は図書館</li><li>○ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）</li><li>○遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）</li><li>○物品販売業を営む店舗（1,000m<sup>2</sup>超）</li><li>○サービス業を営む店舗（1,000m<sup>2</sup>超）</li></ul> <p style="text-align: right;">あわせて、人数制限5000人、かつ、収容率要件50%以下とすることへの協力をお願いします</p>

## ⑥テレワークの徹底

- 出勤者数の7割削減目指す・テレワーク徹底
- 20時以降の勤務抑制
- 時差出勤・週休や昼食時間の分散化等

## ⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での感染防止対策の徹底
- 特に休憩室等の居場所の切り替わりに注意
- 従業員に対策徹底・会食自粛を呼びかけ

## ⑧イルミネーション等の早めの消灯

- 20時以降のネオン消灯、イルミネーションは早めに



## Ⅲ. その他のお願い

### ⑨ イベントの開催制限

#### 事業者における開催制限

内容	人数上限5,000人以下かつ収容率50%以内等
期間	1月18日(月)以降
その他	20時迄の時短、イベント前後の会食自粛周知

#### 参加者へのお願い

- 分散参拝、寺社の感染防止対策に協力
- 対策がとれない場合は参加を自粛

### ⑩ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止対策を徹底しながら、  
教育活動を継続
- 特に、寮生活、部活動など集団行動での徹底
- 家庭でも、規則正しい生活習慣の徹底、  
極力速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛

## Ⅳ. 県の取組

- 医療提供体制の更なる強化と維持に全力
- きめ細かな支援と様々な相談に対応
- 協力金の支給、市町村等と連携した啓発
- 県機関のテレワーク・時差出勤等の取組推進



## 緊急事態宣言に伴う本市の催物（イベント等）及び施設の取り扱いについて

### 1 趣旨

愛知県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、本市の催物（イベント等）及び施設について、本市の両ガイドラインの適用を一時中断し、国の事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」のとおり取り扱うものとする。

### 2 主な内容

#### ○ 催物（イベント等）

- ・ 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・ 20時以降の不要不急の外出・移動の自粛についての協力の要請を踏まえ、催し物（イベント等）が出来る限り20時までに終了するよう努めること

#### ○ 施設

- ・ 以下の施設については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、原則として20時までの営業時間短縮を実施

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、運動施設、博物館、美術館又は図書館 など

- ※ 学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等については、施設の使用制限等の要請等を行わない。

### 3 期間

1月18日から2月7日まで

- ※ 期間の延長については、緊急事態措置の状況、本市における感染状況を踏まえ、別途通知する。

## 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画に、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた改正を行うことで、同計画発動時に今後の新型コロナウイルス感染症対応を円滑、効果的に実施するもの。

### 2 主な改正点

#### (1) 業務の段階的な縮小・中止の整理

市内の感染状況等に応じて柔軟な対応を可能とするため、市民生活への影響が少ない業務など、縮小または中止できる業務の考え方について、第1段階から第3段階を設定した。

#### 「業務継続計画の発動時の運用」の3段階の考え方

段 階	内 容
第1段階	市民生活に概ね影響がない業務または感染拡大防止のため早めに中断する業務の縮小・中止（全業務の概ね5%程度）
第2段階	中長期的な業務のうち影響が少ない業務または感染拡大防止のため中断すべき業務の縮小・中止（全業務の概ね20%程度）
第3段階	縮小・中止が可能な業務の概ねを縮小・中止 （全業務の概ね40%程度）

#### (2) イベントの開催、施設の閉館等の整理

市のイベントの開催、施設の閉館等について、市が定めるガイドライン、国・愛知県の通知等に基づき適宜適切に判断することについて追加した。

#### (3) 感染防止策の強化

職員の接触機会の低減のため、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、休憩時間の時差適用の積極的な活用の推進について追加した。

### 3 改正日

令和3年1月14日

## 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画の発動について（案）

### 1 趣旨

愛知県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務は今後さらなる増加が見込まれることから、より効果的な体制を構築するため、業務継続計画を発動するもの。

#### ○増加・減少が想定される主な業務

増 加	減少（縮小・中止）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的疫学調査</li> <li>・ ワクチン接種体制調整業務</li> <li>・ 緊急事態宣言下の広報</li> <li>・ 時短営業に伴う協力金業務 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種行事</li> <li>・ 研修・講習会の開催</li> <li>・ 不要不急な各種会議の開催</li> <li>・ 不要不急な視察・出張 等</li> </ul>

### 2 「業務継続計画の発動時の運用」の段階

第1段階

### 3 期間

1月14日から2月7日まで

※ 期間の延長については、緊急事態措置の状況、本市における感染状況を踏まえ、別途通知する。

## 緊急事態宣言に伴う広報について

### 1 現在実施中の広報

#### ・Yahoo! 防災速報

「自治体からの緊急情報」にて緊急事態宣言に関する情報・啓発について情報を発信（市内登録者数約 63 万人）

#### ・SNS 関連

Twitter・Facebook「コロナに負けるなナゴヤ」、LINE、本市ウェブサイト、名古屋市新型コロナウイルス感染症対策特設サイトにて情報を発信

#### ・小売店での館内放送

イオンモール計 14 店舗にて市長の声で呼びかけを実施

#### ・電光掲示板

各地下鉄駅ホームの駅旅客案内表示装置（LED・LCD）にてメッセージを表示

#### ・消防車等による巡回

各消防署による消防車等での巡回

### 2 実施予定の広報

#### ・SNS 関連

きずなネットにて情報を発信

#### ・啓発ポスター

- 地域：コミュニティセンター、地域の掲示板など
- その他：ファミリーマート、セブンイレブン

※ファミリーマート、セブンイレブンについては、包括連携協定に基づき、名古屋市、ファミリーマート、セブンイレブンの 3 者で作成

#### ・小売店での館内放送

マックスバリュ、イオンタウンなど計 35 店舗にて市長の声で呼びかけを実施

#### ・電光掲示板

地下鉄金山駅構内デジタルサイネージ、金山総合駅 NAIS ビジョン、名古屋駅西口前大型ビジョン（オーバルビジョン）、久屋大通公園デジタルサイネージ（Hisaya Central Vision）にてメッセージを表示

#### ・ラジオ放送

ZIP-FM「I LOVE NAGOYA」、CBC ラジオ「名古屋市だより」にて感染防止対策を呼びかけ

#### ・広報車による巡回

各区役所による広報車での巡回

#### ・防災スピーカー（同報無線）

防災スピーカーにて感染防止対策を呼びかけ

## 市民・事業者の皆さまへのお願い

令和3年1月7日に、首都圏の1都3県を対象に国から緊急事態宣言が発出されたところですが、昨日1月13日に愛知県を含む2府5県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加され、全国の11都府県が対象区域となったところです。

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が高止まりしており、年明けには、「あいちの医療を守るための緊急メッセージ」が発表されるなど、医療提供体制がひっ迫する非常に厳しい状況となっています。

これらの状況を受け、愛知県では、これまでを上回る外出自粛や営業時間短縮、イベント開催要件への協力を要請していることから、さらなるお願いとなり、大変心苦しく思いますが、市民・事業者の皆さまにおかれましても、ご協力をお願いいたします。

さて、本市は、医療提供体制を維持し続けるため、16区の保健センターを中心とした約500名の職員により、陽性患者からきめ細やかな聞き取りを行う「積極的疫学調査」を感染症対策の1丁目1番地と位置づけて対策をすすめており、感染経路不明の事態においても、調査により健康観察者を特定したり、クラスター対策としてのPCR検査を積極的に実施するなど、新たな感染拡大の予防に努めております。

本日、業務継続計画を発動し、市民生活に影響がない範囲で業務を一部縮小・中止したうえで、今後は、積極的疫学調査やワクチン接種に係る業務、広報啓発業務などの感染症対策により一層、注力してまいります。



このウイルスの恐ろしいところは、無症状や軽症の感染者が知らないうちに感染を広げてしまっている可能性があることです。

したがいまして、外出自粛や営業時間短縮、イベント開催要件への協力、時差出勤やテレワークなどの積極的な実施による接触機会の低減に加えまして、これまでも継続的にお願いしてきた基本的な感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

中でも、家庭などにウイルスを持ち込まないために「すぐに、せっけんで、30秒！」手洗い3S大作戦と定期的な換気をお願いします。

さらには、積極的疫学調査の趣旨をご理解いただき、職員からの聞き取りには、積極的なご協力を重ねてお願いいたします。

引き続き、あいちなごやの医療を守り、ひいては市民・事業者の皆さまの「いのち」と「暮らし」を守るため、全力で取り組んでまいります。

「コロナに感染しない、させない！」をよろしくお願いいたします。

令和3年1月14日

名古屋市長 河村 たかし

## 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における区役所の対応について

### 趣 旨

区役所では、16区の区長会において、新型コロナウイルス感染症対応の長期化が想定される中、新型インフルエンザ等業務継続計画を基に、縮小・中止など業務の優先順位を整理した。

今回、県内に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたことに伴い、本優先順位に基づき、必要な行政サービスを継続した上で、市民に身近な区役所として、新型コロナウイルス感染症対策業務及び市民の意識啓発に重点的に取り組む。

### 重点的に取り組む主な業務

#### 新型コロナウイルス感染症対応

- ・濃厚接触者の健康観察
- ・積極的疫学調査
- ・医療機関等との調整
- ・感染者が発生した事業所との調整

#### 感染拡大防止に向けた情報提供・意識啓発

- ・若い世代への働きかけ（繁華街、各種学校 等）
- ・各種地域団体等への働きかけ
- ・地域への情報提供（広報車による巡回、区ウェブサイト・SNS、区内関係公所や区内駅の広報媒体等の活用）

#### 新型コロナウイルス感染症に伴う生活支援

- ・生活困窮者、要支援者などに対する相談
- ・住民票手数料、国民健康保険料、介護保険料の減免

### 実施体制

窓口業務を継続する一方で、本優先順位に基づき、不要不急の一部業務を中止・縮小し、職員を重点業務にシフトする。

（中止・縮小する業務の例）

- ・各種行事、研修・講習会の開催
- ・不要不急な各種会議の開催

# 愛知県及び名古屋市における 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

新規発生患者数  
(人)

1週間の患者数合計  
(人)

